

平成23年度 福岡県立大学 教員免許状更新講習受講者募集要項

教員免許状更新講習の目的

この講習は、教員免許更新制の免許状更新講習として、文部科学大臣の認定を受けて開設するものです。教員免許更新制についての詳細は、文部科学省のホームページを参照ください。

受講対象者

平成24年3月31日または平成25年3月31日修了確認期限を迎える者
平成24年3月31日が修了確認期限となる者

| 生 年 月 日 | 免許状更新講習受講期間 |
|----------------------|----------------------|
| 昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生 | 平成22年2月1日～平成24年1月31日 |
| 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日生 | |
| 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日生 | |

平成25年3月31日が修了確認期限となる者

| 生 年 月 日 | 免許状更新講習受講期間 |
|----------------------|----------------------|
| 昭和32年4月2日～昭和33年4月1日生 | 平成23年2月1日～平成25年1月31日 |
| 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日生 | |
| 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日生 | |

(注) 平成20年度以前に教員免許状を取得した方については、生年月日により免許状更新講習を受講する期間が定められています。そのため、上記の生年月日の期間に該当されない方については、本年度開設される教員免許状更新講習を受講しても、ご自身の教員免許更新には使用できませんのでご注意ください。

各講習の主な受講対象者は以下の通りです。

1 教育の最新事情(必修)

全教員

2 教育内容の充実(選択)

養護教諭、特別支援教育教諭、高校教諭「看護」、中学・高校教諭「保健」

講習会場

福岡県立大学 福岡県田川市伊田4395番地

開設する講習

本年度に開設する免許状更新講習は、以下のとおりです。詳しい講習の内容、講習当日の予定などは、本学ホームページをご覧ください。

「教育の最新事情」(必修)

開講日：平成23年8月23日(火)～8月24日(水) 計12時間

受講者数：100人

「教育内容の充実」(選択)

* 「疾病の理解と病弱児への支援」

開講日：平成23年8月16日(火) 6時間

受講者数：40人

* 「生命の誕生と生き方への支援」

開講日：平成23年8月17日(水) 6時間

受講者数：40人

* 「歯の健康と QOL を支える食と救急」
開講日：平成23年8月18日(木) 6時間
受講者数：40人

受講料

- 1 教育の最新事情（必修） 12,000円
- 2 教育内容の充実（選択）各6時間 6,000円
振込手数料について

振込手数料は、振込金額が30,000円未満 273円、30,000円以上 473円です。

3 受講料の返還等

受講料納入後、次の事由等により受講できなくなった場合は、受講者からの請求に基づき、受講料（納入された額。振込手数料を除く。以下同じ）の全額又は一部を受講者の口座へ銀行振込により返還します。の受講しない場合は、受講料は返還しません。

- ・ 台風等の自然現象、担当講師の急病、受講申込完了者が募集人員の3割以下、その他大学の事情等により教員免許状更新講習が開催されなかった場合
- ・ 公共交通機関の異常運行等により受講できなかった場合（講習開設日から3日以内に連絡すること）
全額返還（受講料の全額）
- ・ 勤務校の業務、葬儀（二親等以内）、病気など受講者の事情により教員免許状更新講習が受講できないと事前に連絡があった場合
- ・ 講習当日の急病（受講者本人の子どもを含む）等により、受講できなかった場合（講習開設日から3日以内に連絡すること）
一部返還（受講料から、銀行振込料・事務手数料として1,000円を差し引いた額）
- ・ その他（受講開始後の早退等を含む）の事由により受講しない場合
受講料は返還しない。

（注）受講料が返還されないようなことが生じないように、受講できるかどうか不確実な講習の申込は行わないでください。また、【第2次申込】を完了した講習については確実に受講してください。

受講申込み

1 申込方法

「福岡共同・教員免許状更新講習システム」で受講者IDを取得する。

受講する教員免許状更新講習を選び、申し込みを行う。【第1次申込】

「事前アンケート」に回答する。（事前アンケートについては、後記に記載）

「福岡共同・教員免許状更新講習システム」から受講申込書と写真票の様式をプリントアウトする。（事前アンケート」に回答しないと様式をプリントアウトできません）

受講申込書と写真票に必要事項を記入し、顔写真を貼り付け、所属学校長等の証明印を取得する。

第1次申込後にこの申し込みで登録した住所に受講料の請求書が送付されるので、コンビニエンスストアで支払い、店舗印付き「払込金受領証」を受け取る。

受講申込書・店舗印付き払込金受領証のコピー（原本でも可）を下記住所に送付する。【第2次申込】

写真票は、講習日に必ず持参してください。

送付先 〒825-8585 福岡県田川市大字伊田4395番地

福岡県立大学学務部教務企画班

封書に朱書きで「受講申込書・払込金受領証在中」と記入ください。

（注）受講料の支払いは払込用紙が届いてから14日以内に行ってください。その後、【第2次申込】の書類を福岡県立大学教務企画班に送付してください。この書類が提出されないと【第1次申込】がキャンセルとなりますので、速やかに【第2次申込】を行ってください。

2 申込期間

【第1次申込期間】平成23年4月18日(月)～5月17日(火)

申込は先着順となりますのでお早めにお申込ください。

【第2次申込】

1. 受講料支払期限：払込用紙到着後約2週間(払込用紙に記載しています)
2. 受講申込書提出：受講料支払期限より2週間

講習内容に関する事前アンケート

教員免許状更新講習では、講習実施前に講習内容等に関する受講者の意向を把握し、受講者の全体的な意向を講習内容に反映させることになっていきます。そのための事前アンケートを行いますので、受講を申し込む【第1次申込】の際に、回答ください。事前アンケートに回答しないと、【第2次申込】用の受講申込書が出力できません。

なお、この事前アンケートは、受講者の全体的な意向を把握することを目的として実施するものであり、個々の受講者の意向全てを講習内容等に直接反映することを目的としたものではありません。

講習の受講

1. 講習当日に持参するもの

写真票(「福岡共同・教員免許状更新講習システム」から様式を出力し、写真を貼付したもの)

筆記用具

時計(試験時には、携帯電話は使用不可です。)

その他受講に必要なもの

2. 受講者による事後評価

教育職員免許法等に定める教員免許状更新講習では、講習終了後に、講習の運営状況、効果等について事後評価を行うことが求められています。受講終了後1週間以内に、講習毎に「福岡共同・教員免許状更新講習システム」から必ず事後評価を実施してください。この事後評価を行わないと「履修証明書」は発行しません。

なお、事後評価はシステムから行いますが、実施者の氏名は特定できないようになっておりますので、ご安心ください。

修了認定

1 修了認定試験の実施

講習の修了認定のため、修了認定試験を実施します。

試験時間は講習により異なりますが、10～20分程度で講習時間に含まれます。

試験は、筆記・実技等で実施します。実施方法は、各講習によって異なりますので、本学ホームページに掲載していますそれぞれの講習の「免許状更新講習の概要」をご覧ください。

2 修了認定の評価基準

修了認定試験の結果、文部科学大臣が告示する到達目標に掲げる内容について最低限の理解が得られていると認められる場合に修了認定します。

3 履修認定の結果

履修認定の結果は、講習終了2ヶ月後までに「教員免許状更新講習申込システム」に掲載しますので、必ず確認ください。なお、履修認定の結果に対して疑義がある場合は、講習終了3か月後までに福岡県立大学学務部教務企画班に連絡ください。

4 履修証明書の送付

履修を認定した受講者には、履修証明書を【第1次申込】で登録した住所に送付します。履修証明書は、教員免許状を更新する際に必要となりますので大切に保管ください。

事後評価(参照)を実施していない受講者には、履修証明書を送付しません。

駐車場

本学内の駐車場を利用できません。

福岡県立大学（担当：学務部教務企画班）
〒825-8585 福岡県田川市伊田4395番地
電話：(0947)42-2118